

営業所技術者等の専任義務緩和について

令和 6 年 12 月 13 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正について本市契約での適用開始後、営業所専任技術者及び経營業務の管理責任者（以下「営業所技術者等」という。）の専任義務を緩和して工事現場への配置技術者とする場合は、次のお手続きをお願いいたします。

1 営業所技術者等の専任義務緩和要件

営業所技術者等は、法第七条第一項第二号（又は法第十五条第一項第二号）の規定により、専任の者として置くことが求められていますが、本法令改正により、以下の全ての要件に適合する場合、営業所技術者と 1 件の専任を要する工事現場を兼任することができます（法第二十六条の五）。

- (ア) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (イ) 兼ねる工事現場の数が 1 以下であること。
- (ウ) 専任特例 1 号による専任義務緩和要件(ア)～(キ)（下表のとおり）を満たしていること。なお、同(イ)について、「建設工事の工事現場間」とあるのは、「営業所と工事現場間」、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場と営業所」と読み替える。
- (エ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

専任義務緩和要件(ア)～(キ)

- (ア) 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築工事の場合は 2 億円未満）であること（令第二十八条）。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (イ) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- (ウ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (エ) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事（本市においては発注工事分類表で定める一般土木工事、軌道工事、橋梁上部工事、港湾構造物工事）、建築一式工事（本市においては発注工事分類表で定める建築工事、鉄骨プレハブ工事）の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

(オ) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

(カ) 当該建設工事を請け負った建設業者は、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、法施行規則第二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。

(キ) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

2 手続きの流れ・詳細

新たに契約する工事において、上記 1 の専任義務の緩和措置により営業所技術者等を配置技術者とする場合は、工事現場で要件(リ)を全て満たす必要があります。

落札決定後速やかに、国土交通省の定める「人員の配置を示す計画書（参考様式）（建設業法施行規則 17 条の 2 第 1 項第 5 号、17 条の 5 第 1 項第 5 号関係）」を、落札決定する工事について作成、保管してください。同計画書は、当該工事案件の監督員から提示を求められた際に、御提示いただきます。

雇用関係を確認する書類、技術者資格を確認する書類等、従来から提出いただいていたものは、従来通り提出していただきます。